

動物愛護施策の更なる充実を求める意見書

2021年に警察が摘発した動物虐待の件数は170件、逮捕・書類送検した人数は199人で、いずれも統計を取り始めた2010年以降、最多となっている。検挙された内容で最も多かったのは、飼っていたペットを捨てるなどの「遺棄」が81件、餌を与えない劣悪な環境で飼育する「虐待」が48件、動物に危害を加える「殺傷」が41件であった。

こうした中、2020年に改正動物愛護法が施行され、動物虐待の厳罰化や犬猫へのマイクロチップ装着の義務化など、動物取扱業の適正化や動物の不適切な取扱いへの強化が図られている。

一方で、犬猫の多頭飼育崩壊が社会問題になるなど、不適切に犬猫を飼養する業者は後を絶たず、現在でも年間2万匹以上の犬猫が殺処分されている。ペットは家族という考えの下、人と動物がともに暮らす社会を創出し、犬猫の殺処分ゼロを達成するためには、更なる動物愛護施策の充実が重要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 動物の不適切な飼育をなくし、動物取扱業の更なる適正化のため、不適正飼養業者に対する立入検査等の監視・指導体制について、地方自治体と一層の連携強化を図ること。
- 2 動物愛護団体やペット業界などの関係者が譲渡促進に関わることができる枠組み作り等、保護された犬猫の譲り受けが広く行われる社会を構築し、犬猫の命を守る取組を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年10月21日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣

} 宛て